

# 公立大学法人県立広島大学ホームページ運用指針

平成21年3月1日

## (趣旨)

第1 この指針は、公立大学法人県立広島大学（以下「本学」という。）がインターネット上に提供するホームページの運用に関し必要な事項を定めることとする。

## (目的)

第2 本学がインターネット上に公開するホームページは、大学の広報活動の一環として社会への貢献に資するとともに、学内外において情報を共有することを目的とする。

2 ホームページは、本学の情報を提供する場であり、その公開にあたっては、適切性、正確性及び迅速性に配慮するものとする。

## (定義)

第3 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 公式ホームページ

本学がインターネット上に提供するホームページのすべてをいう。

### (2) 大学ホームページ

公式ホームページのうち、第3号に掲げる部局ホームページを除いたものをいう。

### (3) 部局ホームページ

各学部、研究科、各センターごとに作成されるホームページをいう。

## (管理運営)

第4 情報を適時かつ適切に提供するため、公式ホームページに管理運用責任者及び掲載情報責任者を置く。

2 公式ホームページの管理運用責任者は、広報を担当する理事をもって充てる。

3 大学ホームページの掲載情報責任者は、掲載する情報の内容に応じて事務局職員の中から管理運用責任者が指名するものとする。

4 部局ホームページの掲載情報責任者は、各部局の長をもって充てる。

## (管理義務)

第5 管理運用責任者は、ホームページの管理運用の統括に関する業務を行うものとし、本指針その他本学の諸規程等に従い、管理につとめなければならない。

2 掲載情報責任者は、所掌する情報の管理運用に関する業務を行うものとし、本指針その他本学の諸規程等に従い、管理につとめなければならない。

## (リンク)

第6 大学ホームページに各部局ホームページを直接リンクしようとするときは、大学ホームページの各掲載情報責任者に申請し承認を受けなければならない。

- 2 大学ホームページの各掲載情報責任者は、各部局から提出された申請書及び掲載する情報等を審査し承認するものとする。
- 3 各部局ホームページへのリンクに関することは、前各号に準じた方法等により行うものとする。

(情報の修正等)

- 第7 管理運用責任者は、公式ホームページに掲載された情報が第2に規定するホームページの目的等から逸脱している場合、又は第8のいずれかに該当すると判断した場合には、当該ホームページの掲載情報責任者に対し、情報等の修正又は削除を求めることができる。
- 2 管理運用責任者は、前項の求めに応じないと認められるときは、そのホームページのリンクを解除し、又は当該ホームページの修正又は削除をすることができる。

(掲載禁止事項)

- 第8 公式ホームページには、次の各号に掲げる情報を掲載してはならない。
- (1) 法令又は公序良俗に反する、又はそのおそれのある情報
  - (2) 人権又はプライバシーを侵害する、又はそのおそれのある情報
  - (3) 他人の知的財産権を侵害する、又はそのおそれのある情報
  - (4) 個人又は組織等を誹謗中傷する、又はそのおそれのある情報
  - (5) 特定の者の利益を図る情報
  - (6) 営利を目的とする情報
  - (7) 政治的活動又は宗教的活動とみなされる、又はそのおそれのある情報
  - (8) 虚偽の内容で、社会的影響を及ぼす恐れのある情報
  - (9) 前各号に掲げる情報の情報源のアクセス方法に関する情報及びリンク
  - (10) その他本学の広報活動又は教育・研究・地域貢献活動として不適切な情報

(連絡調整)

- 第9 ホームページの管理運用に関し連絡調整の必要があるときは、管理運用責任者又は掲載責任者等で構成する委員会を置くことができる。
- 2 委員会に関することは別に定める。

(雑則)

- 第10 この指針に定めるもののほか、本学のホームページの管理運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この指針は、平成21年3月1日から施行する。